

一般社団法人日本透析医学会専門医制度規則

第 1 章 総 則

第 1 条 日本透析医学会（以下「本学会」という）は血液浄化療法およびそれに関連する医学と医療の進歩に即応した優秀な医師の養成をはかるとともに、透析医学の向上発展をうながし、国民の福祉に貢献することを目的として、本学会専門医（以下「専門医」という）制度を施行する。

第 2 章 専門医制度委員会

第 2 条 本学会は前条の目的を達成するため、専門医制度委員会を置き、専門医制度の実施および改善に関わる審議を行う。

- 2 専門医制度委員会は理事長の指名する担当理事および本学会評議員（以下「評議員」という）より構成する。

第 3 章 各小委員会

第 3 条 本学会は専門医制度委員会のもとに、研修プログラム小委員会、カリキュラム小委員会、専門医認定小委員会、専門医試験小委員会、施設認定小委員会の 5 小委員会（以下「各小委員会」という）を置く。

第 4 条 理事長は専門医制度委員会および本学会理事会（以下「理事会」という）の議を経て、各小委員会の委員長から推薦のあった委員を専門医の中から選任し委嘱する。

第 5 条 各小委員会の委員長はそれぞれの各小委員会を組織し、必要な業務を行う。

- 2 各小委員会の委員長を兼ねることは出来ない。
- 3 カリキュラム小委員会委員、専門医認定小委員会委員、専門医試験小委員会委員および施設認定小委員会委員は、相互に兼ねることは出来ないが、研修プログラム小委員会委員とは兼ねることが出来る。
- 4 各小委員会委員長と委員の任期は 2 年とし、再任をさまたげない。
- 5 各小委員会の会議は、日本透析医学会定款第 32 条および定款施行細則第 19 条を準用する。

第 6 条 この専門医制度規則（以下「規則」という）の施行に関して、専門医制度委員会もしくは各小委員会によって決定された事項は、理事会の承認を得て、本学会雑誌およびその他によって会員に公示する。

- 2 各小委員会の議事は公開しない。

第 7 条 理事長は各小委員会委員にふさわしくない行為があったとき、または特別の事情のあるときは任期内であっても理事会の議を経て解任することが出来る。

第4章 専門医

第1節 専門医の申請資格

第8条 専門医は次の各項の資格をすべて満たす者であること。

- 1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格および識見を備えていること。
- 2) 日本内科学会および日本外科学会において定められたいづれかの認定医または、専門医、日本泌尿器科学会、日本小児科学会および日本救急医学会において定められたいづれかの専門医、もしくは日本麻酔科学会において定められた指導医の資格を有し臨床経験5年以上を有していること。なお、初期研修医1年目は臨床経験に含めない。
- 3) 本学会の専門医制度委員会の規定によって編成された研修カリキュラムに従い、学会認定施設において1年以上または教育関連施設において3年以上を含む通算3年以上を主として透析療法に関する臨床研修を行いつつ業績のあること。なお、勤務日数は、原則週4日以上を研修1年と認定する。ただし、週3日の勤務は、研修1年の4分の3に相当し、週2日の勤務は、研修1年の4分の2に相当する。週1日のみの勤務は研修期間として認めない。
- 4) 専門医制度規則施行細則に示される業績基準を満たしていること。
- 5) 専門医認定の試験および審査において適格と判定され、専門医として登録を完了した者であること。
- 6) 申請時において、本学会の会員歴3年以上であること。

第2節 専門医の申請

第9条 専門医の資格認定を申請する者は、次の各項に定める申請書類等を専門医制度委員会に提出し、申請手数料を納付すること。

- 1) 専門医認定申請書
 - 2) 医師免許証（写）
 - 3) 認定施設または教育関連施設勤務証明書
 - 4) 規則第8条第2項に定められた資格を有する者は、それを証明する書類（写）もしくは規則第8条第2項の規定を満たす認定施設における臨床研修を証明する書類
 - 5) 診療実績必須症例一覧表・診療実績必要項目症例および規則第8条第4項ならびに別表に定める取得単位を証明する書類
- 2 専門医の資格を喪失した者が再度資格認定を申請する場合は、上記1)～5)にかかわらず、次の1)～3)の各項に定める申請書類等を専門医制度委員会に提出するとともに、4)および5)の申請条件を満たし、申請手数料を納付すること。
- 1) 専門医認定申請書
 - 2) 医師免許証（写）
 - 3) 申請時に透析医療に従事していること（勤務証明書）
 - 4) 規則第8条第6項の申請時において、本学会の会員歴3年以上であること。
 - 5) 専門医の資格を喪失した後、セルフトレーニング問題を1回以上正答していること。

第3節 専門医の資格認定試験

- 第10条 専門医試験小委員会の委員長は専門医試験小委員会委員を軸に試験官を選出する。
- 2 専門医試験小委員会の委員長は自ら試験官となり試験審査を行えない。
 - 3 専門医の試験の合否は、1) 書類審査 2) 客観式筆記試験 3) 口頭試問試験の総合判定で決定する。
 - 4 試験の合否理由については申請者に通知する。
 - 5 専門医試験小委員会の委員長は試験結果を速やかに専門医認定小委員会の委員長に報告しなければならない。

第4節 専門医の更新および専門医更新の申請

- 第11条 専門医の更新は次の各項の資格をすべて満たす者であること。
- 1) 専門医資格取得後引き続き本学会会員であること。
 - 2) 専門医認定証の有効期限の満了する日の前1年以内であること。
 - 3) 当該認定期間5年のうちに専門医制度規則施行細則に示される業績基準を満たしていること。
 - 4) 病気、出産、その他止むを得ない事情により所定の単位に満たない場合は、更新の保留を申請する。保留期間は1年単位とし通算2年を限度として、認定期間は有効期限の満了する日に保留期間を加えた年数だけ延期されるが、保留の期間中は専門医を呼称することは出来ない。なお、保留期間においては、セルフトレーニング問題を正答すること。
 - 5) 海外留学のため休会措置を受け、所定の単位に満たない場合は更新の延長を申請する。延長の期間は4年を限度として年単位とし、認定期間は有効期限の満了する日に延長の期間を加えた年数だけ延期されるが、延長の期間中は専門医を呼称することは出来ない。
 - 6) 専門医更新の審査において適格と判定され専門医更新者として登録を完了した者であること。

第12条 専門医の更新を申請する者は、次の各項に定める申請書類等を専門医制度委員会に提出し、更新申請手数料を納付すること。

- 1) 専門医更新申請書
- 2) 本学会年次学術集会参加証明など所定単位の取得を証明する書類

第13条 専門医の認定を申請した者の属する施設の教育責任者は、専門医認定小委員会からの要請を受けたときは、その専門医申請者についての意見書を提出しなければならない。

第5節 専門医の認定および専門医更新の認定

- 第14条 専門医認定小委員会は毎年1回、専門医認定の申請書類等の審査および試験によって専門医として必要な条件を満たす者を、専門医認定資格者として専門医制度委員会に推薦する。
- 第15条 理事長は専門医制度委員会が専門医として審査した者について、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を本人に通知する。
- 第16条 専門医認定小委員会は毎年1回、専門医更新認定の申請書類等によって審査を行い専門医更新者として必要な条件を満たす者を、専門医更新資格者として専門医制度委員会に推薦す

る。

- 第 17 条 理事長は専門医制度委員会が専門医更新者として審査した者について、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を本人に通知する。
- 第 18 条 専門医認定者あるいは専門医更新者と決定した申請者は、決定通知の日付より 30 日以内に登録料の納付を完了しなければならない。
- 2 理事長は専門医認定者および専門医更新者名簿への登録を行い、専門医認定証を交付する。
 - 3 専門医認定証の有効期間は次年度の 4 月 1 日から 5 年間とし、終了日は 3 月 31 日とする。

第 6 節 専門医資格の喪失

- 第 19 条 専門医は次の各項の理由により、専門医制度委員会の議を経てその資格を喪失する。
- 1) 正当な理由を付し、専門医の資格を辞退したとき。
 - 2) 会員の資格を喪失したとき。
 - 3) 専門医認定証の交付を受けた日から満 5 年を経て、専門医の更新を受けなかったとき。
 - 4) 規則第 8 条に示されている各学会認定医、専門医または指導医の資格を失ったとき。
- 第 20 条 理事長は、専門医としてふさわしくない行為のあったときは、専門医制度委員会および理事会の議により専門医の認定を取り消すことが出来る。
- 2 専門医の資格の喪失に不服を生じた者は、決定通知の日付より 30 日以内に専門医制度委員会に異議を申し立てることが出来る。
- 第 21 条 専門医制度委員会は専門医資格喪失の異議申し立てに対して、30 日以内に専門医制度委員会を開き審議し、その結果を理事長に答申しなければならない。
- 2 前項の委員会において異議を申し出た者は、その審議のための専門医制度委員会に出席し、異議の理由を述べることが出来る。
 - 3 理事長は専門医制度委員会の答申に基づき、理事会の議を経て異議に対する決定を下し、申し立て者に通知する。

第 5 章 指導医

第 1 節 指導医の申請資格

- 第 22 条 指導医は専門医として登録されている者であること。
- 1) 専門医として登録されている者であること。
 - 2) 申請時において、専門医として認定を受けた後、通算 3 年以上、認定施設または教育関連施設に勤務し、主として透析医療に従事した者であること。
 - 3) 申請時において 6 年以上引き続いで本学会会員であること。
 - 4) 申請時において認定施設または教育関連施設に、常勤医として勤務している者であること。常勤医とは、病院施設等で定められている常勤の所定労働時間勤務している者（以下「常勤医」という）。
 - 5) 申請時より過去 5 年間において、専門医制度規則施行細則に示される業績基準を満たしていること。

6) 指導医認定審査において適格と判定され、指導医として登録を完了した者であること。

第 2 節 指導医の申請

第 23 条 指導医の資格認定を申請する者は、次の各項に定める申請書類等を専門医制度委員会に提出し、申請手数料を納付すること。

- 1) 指導医認定申請書
- 2) 勤務証明書
- 3) 業績目録、業績コピー、本学会年次学術集会参加証明など所定単位の取得を証明する書類（またはその写し）

第 3 節 指導医の更新および指導医更新の申請

第 24 条 指導医の更新は次の各項の資格をすべて満たす者であること。

- 1) 専門医として登録されている者であること。
- 2) 指導医認定証の有効期限の満了する日の前 1 年以内であること。
- 3) 当該認定期間 5 年のうち、通算 3 年以上、主として透析療法に従事した者であること。なお、勤務日数は、原則週 4 日以上を研修 1 年と認定する。ただし、週 3 日の勤務は、研修 1 年の 4 分の 3 に相当し、週 2 日の勤務は、研修 1 年の 4 分の 2 に相当する。週 1 日のみの勤務は研修期間として認めない。
- 4) 当該認定期間 5 年のうちに専門医制度規則施行細則に示される業績基準を満たしていること。
- 5) 病気、出産、その他止むを得ない事情により所定の単位に満たない場合は、更新の保留を申請する。保留期間は 1 年単位とし通算 2 年を限度として、認定期間は有効期限の満了する日に保留期間を加えた年数だけ延期されるが、保留の期間中は指導医を呼称することは出来ない。なお、保留期間においては、セルフトレーニング問題を正答すること。
- 6) 海外留学のため休会措置を受け、所定の単位に満たない場合は更新の延長を申請する延長の期間は 4 年を限度として年単位とし、認定期間は有効期限の満了する日に延長の期間を加えた年数だけ延期されるが、延長の期間中は指導医を呼称することは出来ない。
- 7) 指導医更新の審査において適格と判断され指導医更新者として登録を完了した者であること。

第 25 条 指導医の更新を申請する者は、次の各項に定める申請書類等を専門医制度委員会に提出し、更新申請手数料を納付すること。

ただし、専門医の更新後当該年度内に指導医の更新を申請する者は、専門医更新の申請書類で指導医更新の条件（指導医の更新に必要な所定単位を満たしていることが必須）が証明されていれば、1) の指導医更新申請書、2) 勤務証明書の提出とし、更新申請手数料を納付すること。

- 1) 指導医更新申請書
- 2) 勤務証明書
- 3) 業績目録、業績コピー、本学会年次学術集会参加証明など所定単位の取得を証明する書類（またはその写し）

第4節 指導医の認定および指導医更新の認定

- 第26条 専門医認定小委員会は毎年1回、指導医認定の申請書類等によって審査を行い、指導医として必要な条件を満たす者を、指導医認定資格者として専門医制度委員会に推薦する。
- 第27条 理事長は専門医制度委員会が指導医として審査した者について、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を本人に通知する。
- 第28条 専門医認定小委員会は毎年1回、指導医更新認定の申請書類等によって審査を行い指導医更新者として必要な条件を満たす者を、指導医更新資格者として専門医制度委員会に推薦する。
- 第29条 理事長は専門医制度委員会が指導医更新者として審査した者について、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を本人に通知する。
- 第30条 理事長は指導医認定者および指導医更新者名簿への登録を行い、指導医認定証を交付する。
- 2 指導医認定証の有効期間は次年度の4月1日から5年間とし、終了日は3月31日とする。

第5節 指導医資格の喪失

- 第31条 指導医は次の各項の理由により、専門医制度委員会の議を経てその資格を喪失する。
- 1) 正当な理由を付し、指導医としての資格を辞退したとき。
 - 2) 専門医としての資格を喪失したとき。
 - 3) 指導医認定証の交付を受けた日から満5年を経て、指導医の更新を受けなかったとき。
- 第32条 理事長は、指導医としてふさわしくない行為のあったとき、または指導医として不適当と認められたときは、専門医制度委員会および理事会の議により指導医の認定を取り消すことが出来る。
- 2 指導医の資格の喪失に不服を生じた者は、決定通知の日付より30日以内に専門医制度委員会に異議を申し立てることが出来る。
- 第33条 専門医制度委員会は指導医資格喪失の異議申し立てに対して、30日以内に専門医制度委員会を開き審議し、その結果を理事長に答申しなければならない。
- 2 前項の委員会において異議を申し出た者は、その審議のための専門医制度委員会に出席し、異議の理由を述べることが出来る。
- 3 理事長は専門医制度委員会の答申に基づき、理事会の議を経て異議に対する決定を下し、申し立て者に通知する。

第6章 認定施設

第1節 認定施設の申請資格

- 第34条 認定施設は次の各項の条件をすべて満たす施設であること。
- 1) 認定施設は申請時において本学会の施設会員であること。
 - 2) 原則として身体障害者福祉法の規定による更生医療担当医療機関（腎機能障害）として指定を受けていること。

- 3) 医療法で定める特定機能病院、総合病院または本学会が認めた透析療法の研修施設として適切な有床施設であること、研修施設は少なくとも内科もしくは小児科および外科もしくは泌尿器科を含む 2 科以上の診療科をもつこと。
- 4) 指導医 1 名以上および専門医 1 名以上が常勤し、かつ指導医の中から定められた教育責任者のものに、十分な教育体制がとられていること。
- 5) 研修カリキュラムの一環として、透析療法の臨床研修を行うために必要な諸設備（検査室、図書室など）を有し、常時その利用が可能であること。
- 6) 病歴の記載および整理が完備していること。
- 7) 教育行事（症例検討会、抄読会、死因検討会など）が定期的に開催されていること。

第 35 条 認定施設は研修カリキュラムの一環として 5 施設以内の教育関連施設を指定することが出来る。ただし細則第 10 条に定める書類を提出し、施設認定委員会の審査を受け教育関連施設としての認定を受けなければならない。
教育関連施設の条文は細則に定める。

第 2 節 認定施設の申請

第 36 条 認定施設の資格認定を申請する診療施設の長は、次の各項に定める申請書類等を専門医制度委員会に提出する。

- 1) 認定施設認定申請書類
- 2) 認定施設内容説明書
- 3) 指導医および専門医の勤務に関する施設長の証明書
- 4) 研修カリキュラムの計画書

第 3 節 認定施設更新の申請

第 37 条 認定施設認定証の有効期間の満了する日の 1 年以内で、認定施設の更新を申請する診療施設長は、次の各項に定める申請書類等を専門医制度委員会に提出する。

- 1) 認定施設認定更新申請書類
- 2) 認定施設内容説明書
- 3) 指導医および専門医の勤務に関する施設長の証明書
- 4) 研修カリキュラムの計画書
- 5) 認定施設研修成果報告書

第 4 節 認定施設の認定および認定施設更新の認定

第 38 条 施設認定小委員会は設備・体制・診療の面で疑義が生じ、その必要があると認めた場合、認定施設認定および認定施設更新を申請した診療施設について実地調査を行うことが出来る。

第 39 条 施設認定小委員会は毎年 1 回、認定施設認定の申請書類等によって審査を行い、規則第 34 条の条件を満たしつつ本学会認定施設としてふさわしい診療施設を認定施設の資格施設とし専門医制度委員会に推薦する。

第 40 条 理事長は専門医制度委員会が認定施設として審査した診療施設に対して、理事会の議を経て

適否を決定し、その結果を教育責任者に通知する。

- 第 41 条 施設認定小委員会は毎年 1 回、認定施設認定更新の申請書類等によって審査を行い、規則第 34 条の条件を満たしかつ本学会認定更新施設としてふさわしい診療施設を認定施設の更新資格施設とし専門医制度委員会に推薦する。
- 第 42 条 理事長は専門医制度委員会が認定更新施設として審査した診療施設に対して、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を教育責任者に通知する。
- 第 43 条 理事長は認定施設および認定施設更新施設名簿への登録を行い、本学会認定施設認定証を交付する。
- 2 認定施設認定証の有効期間は次年度の 4 月 1 日から 5 年間とし、終了日は 3 月 31 日とする。

第 5 節 認定施設資格の喪失

- 第 44 条 認定施設は次の各項の理由により、専門医制度委員会の議を経てその資格を喪失する。
- 1) 正当な理由を付し、認定施設としての資格を辞退したとき。
 - 2) 規則第 34 条に定めるいずれかの条件を満たしえなかったとき、この場合当該認定施設長は、直ちに専門医制度委員会に届け出なければならない。
 - 3) 認定施設認定証の交付を受けた日から満 5 年を経て認定施設の更新を受けなかったとき。
 - 4) 正当な理由をなくして規則第 36 条 2, 3, 4 に変更があったことを専門医制度委員会に届けなかった場合。
- 第 45 条 理事長は、認定施設として不適当と認められた理由のあったときは、専門医制度委員会および理事会の議により、認定施設を取り消すことが出来る。
- 2 認定施設の資格喪失に不服を生じた場合、その施設の長は決定通知の日付より 30 日以内に専門医制度委員会に異議を申し立てることが出来る。
- 第 46 条 専門医制度委員会は認定施設資格喪失の異議申し立てに対して、30 日以内に専門医制度委員会を開き審議し、その結果を理事長に答申しなければならない。
- 2 異議を申し立てた施設長は、その審議のための専門医制度委員会に出席し、異議の理由を述べることが出来る。
 - 3 理事長は専門医制度委員会の答申に基づき、理事会の議を経て異議申し立てに対する決定を下し、申し立てた施設長に通知する。

第 7 章 規則の変更と疑義の処理

- 第 47 条 この規則は、専門医制度委員会および理事会の議を経て、評議員会の承認を得なければ変更することは出来ない。
- 第 48 条 この規則の施行について疑義を生じたときは、該当事項は各当該委員会で処理し、処理困難な事項、あるいは 2 つ以上の委員会に関する事項は、専門医制度委員会および理事会の議により決する。

第8章 罰 則

第49条 罰則は次の各項に定めるものとする。

- 1) 専門医が不正行為による資格取得など専門医制度への信用を著しく傷つける行為をした場合、専門医の認定の取り消し、または期限付きでの資格の停止をすることが出来る。
- 2) 非専門医が不正行為による専門医受験申請を行った場合や専門医を広告などで名乗った場合は専門医の受験資格の喪失、期限付きでの受験の停止をすることが出来る。
- 3) 上記 1), 2) の事例で、施設に責務が有った場合においては認定施設・教育関連施設の取り消し、期限付きでの認定の停止、などが出来る。
- 4) 罰則に不服を生じたものは、決定通知の日付より 30 日以内に専門医制度委員会に異議を申し立てることが出来る。
- 5) 1) ~3) は専門医制度委員会および理事会の議により執行することが出来る。

第9章 補 則

第50条 この規則を改正する場合には、理事会の承認を得なければならない。

附則 社団法人日本透析医学会認定医制度規則（平成 2 年 7 月 7 日制定）は廃止する。

この規則は、平成 15 年 6 月 19 日理事会、評議員会で承認

平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 24 年 9 月 3 日から施行する。

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 25 年 6 月 20 日から施行する。

この規則は、平成 26 年 6 月 12 日から施行する。

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 27 年 12 月 4 日から施行する。

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2020 年度受験申請し適格と判断された者が学会の都合により 2021 年度に試験を実施し、その試験を受験し合格した者は 2021 年 4 月から 2022 年 3 月の期間は専門医として認定されたものとみなす。

この規則は、令和 2 年 6 月 11 日から施行する。

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。